

『地域農研だより』 (2019.07-2021.03)

① 全国の農協系統組織はどこをめざすのか—中抜き 2 段から 1 県 1 農協へ、そしてあくまで 3 段階—

② 金融庁が「金融検査マニュアル」を廃止!

③ 農協と組織

④ 倫理的消費とはなにか

⑤ 1 県 1 農協は何を目指すのか?

⑥ 『農事組合だより』を知っていますか?

⑦ 大きな農協と小さな農協と

⑧ 農協の存在感

⑨ 研究所設立 30 周年によせて

⑩ 公取委と農協

⑪ 認められた農協生産部会の実力

## ① 全国の農協系統組織はどこをめざすのか—中抜き 2 段から 1 県 1 農協へ、そしてあくまで 3 段階—

(2019.07)

6 月から所長に就任した坂下明彦です。急逝された前飯沢理一郎所長の後任となりました。そのため、1 年は北大農学部教授(64 歳の定年後の再雇用の身ですが)との兼任となります。研究室は協同組合学であり、農協論が専門ですが、主に歴史的なアプローチが好きです。今年はホクレン 100 周年記念が行われましたが、私の博士論文では、第二次大戦前の総合連合会である北聯を中核とした産業組合発展の論理を農業基盤との関連で追及しました。

現在は、韓国や中国、さらに中央アジアなどにフィールドを広げ、日本の総合農協体制の普及可能性について調査研究しています。そのなかで、日本、特に北海道の総合農協に対する高い評価を耳にします。

しかし、日本に目を転じると、農協をあまり知らず、かつ農村を喰い物にしようとする輩による農協批判が意図的に行われ、農協法が改正され、行政指導による農協の「自主改革」が強制されています。また、公正取引委員会が改正農協法による事業利用の強制禁止規定(10 条の 2)を根拠に、農協取り締まりに精を出すようになっていきます。新聞やテレビ局と提携して行政指導を逸脱した「注意」を出すなど目を覆いたくなる不「公正」ぶりです。

農村市場の中でも、金融部門はアメリカを含め財界の狙いどころであり、准組合利用問題をもち出して信共分離を行い、経営移譲された連合会を株式会社化して乗っ取ろうという算段です。そうはいかないというのが、最近の 1 県 1 農協です。農水省も信用事業収益の悪化を見越して信用事業の単協からの分離を言い出し始めましたが、農協側からの奥の手と言えます。1990 年代からの中抜き 2 段、そして北海道などのあくまで 3 段階の立場に対して全体として系統はどこを目指すのか?

## ② 金融庁が「金融検査マニュアル」を廃止!

(2019.09)

金融庁は、地域金融機関に対し2003年から「リレーションシップバンキング」(地域密着型金融)を提唱した。小泉内閣のころである。

融資先である中小企業を活性化させることで金融機関そのものの経営強化を図るもので、貸付先と密着し、その営業強化のためのコンサルティング機能を強化するものである。しかし、現実には金融検査マニュアルに安住したリスク回避が重視され、その取り組みは極めて限定的であった。金利競争だけが進み、消耗戦となっている。しかし、金融庁がついに「金融検査マニュアル」を廃止すると宣言し、本格的にこの路線に転換することを提起するようになった。

リレーションシップバンキングは、農協事業に置き換えてみると営農指導事業の強化に他ならず、組合員農家の経営強化とともに事業拡大を図るという営農指導事業を起点とした迂回的な拡大再生産路線に他ならない。北海道の農協総合的事業方式はまさにこの金融方式そのものであり、クミカンこそその典型である。地域金融で推進されているABL(動産担保金融)を先取りする形態である

金融庁で強化されつつあるリレーションシップバンキングの一環としてソリューション型ABLが提案されているが、この内容は以下のとおりである。「**「**実地調査と時価評価した棚卸資産をベースに正常運転資金を捉え、それに対応した短期融資の限度額(当座貸越極度額)を設定、その範囲内で自由にお金を借りたり返済したりできる融資方法」(橋本卓典『捨てられる銀行』講談社現代新書、2016、145ページ)であり、極めてクミカンの融資形態と近似的である。

### ③ 農協と組織

(2019.11)

内地の農協が集落をベースにした運営体制をとってきたのに対し、開発が新しく伝統的な集落を持たない北海道では農事実行組合(戦後は農事組合)をその代替としてきた。1930年代に農家20戸を単位として設立されたもので、1980年には9,000組織でピークをなすが、現在では3,700組織にまで減少してしまった。

購買品の取り纏めや作付け調査、クミカンの連帯保証など農協にとっては運営の基礎をなしてきた。時代も移り変わって、農家と農協との取引も直接的なものになり、中山間地域直接支払など新しい機能を担う面もあるが、地域や生活面での協同を担う地縁的な組織に変わってきた。

これに対し、組合員組織として重要になってきたのが作目別生産部会である。これは、稲作や酪農などの専作経営地帯ではなく、十勝やオホーツクなどの畑作地帯から1970年代以降に形成されてきた。さらに、1980年代からは野菜作や肉牛の導入など農業所得の向上を目指した土地利用・経営の複合化のなかで、生産部会は一般化をみせる。

地域農研では1994年に全道の部会アンケート調査を実施し、部会数1,923、構成員114,554戸という結果を見た。それから25年が経過し、農協業務報告書をめぐり部会組織の概要をまとめる作業をやってみた。記載のあった95農協の合計で、部会数が1,045、構成員は67,084戸となった。25年前と比べて組織数も構成員数も半減しているが、農家戸数の減少と比較すれば組織体制は強化しているといっている。

直売部会の増加など新しい動きを確認できたが、さらに突っ込んだ調査を実施し、北海道に特徴的な機能集団としての成長ぶりを明らかにしてみたい。

## ④ 倫理的消費とはなにか

(2020.01)

通称「やまけん」、山本謙治さんをご存じでしょうか。ブログ「やまけんの出張食い倒れ日記」や『激安食品の落とし穴』（角川書店、2015）などで日本の「食べもの」問題に鋭い問題提起をしている方です。自分でも短角牛を飼育しながら、『炎の牛肉教室』（講談社現代新書、2017）を著し、サシではない赤身牛肉の普及にも取り組んでいます。北海道農業の応援団です。その彼はまた、北大の大学院生の顔を持っており、まもなく博士論文を完成させます。その研究が、タイトルの倫理的消費とは何かです。

倫理とはやっぱり大学はお堅いところだと思われるかと思いますが、エシカル消費だとかエシカルファッションなどの言葉はもはや普通に使われつつあります。消費者庁も研究会で内容の検討を行い、すでに普及に取り組んでいます。それは「消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと」である。SDGs(持続可能な開発目標)の17のゴールのうち、12番目「つくる責任 つかう責任」、これが倫理的消費にかかわる取り組みだということです。

商品やサービスが、ほんとうに人・環境・動物に対して倫理的に配慮して生産されたものかどうか、これが消費を決める基準となります。フェアトレードや強制労働の排除など「南北問題」を是正する目標も含まれますが、持続的な生産やアニマルウェルフェアなど農業生産の根幹に関わる課題も含まれます。このような持続的な農業生産を行うための主体、家族経営が維持されるための農産物価格水準をいかに実現するか、これもまた倫理的消費のファクターであるというのがやまけんさんの論文の主張です。

今年のオリンピック・パラリンピック開催を契機に国際的な食材基準(GAP)の達成が問題になりましたが、新しいゴールを目指したエシカルの問題はさらに大きな課題です。地域農研でも北海道農業の支持基盤の強化の課題として位置づける必要があります。

## ⑤ 1 県 1 農協は何を目指すのか？

(2020.03)

今年の地域農研の農業総合研修会は札幌市で 2 月 20 日に開催された。講演は、農政学者の田代洋一先生(横浜国立大学名誉教授)による「新たな農協組織再編と北海道農業への期待」であった。先生は 2019 年の JA 研究賞を受賞された『農協改革と平成合併』(筑波書房、2018 年)の内容を中心にお話しされた。

詳しい内容は『地域と農業』に掲載するが、特徴的なのは 1 県 1 農協の出現である。この要因は 2 つあり、ひとつ目は「農協改革」の中での単協信用事業の連合会(中金・信連)への譲渡圧力、二つ目は農林中金の奨励金金利引き下げによる農協の収益悪化である。そのうち、信連を含む完全合併が奈良・沖縄・島根の 3 県、信連を含まない完全合併が香川・山口の 2 県、不参加農協があった不完全合併が佐賀、大分、高知の 3 県である。この合計が 8 県で、全て、近畿以西である。

これまでは、経済事業の区分では大方が全農県本部制の 2 段階であり、経済連が存置される 3 段階制が 8 道県であった。後者と 1 県 1 農協が並んだわけである。しかし、さらに検討中というのが、全部で 19 県ある。これも岡山、福井、福岡、秋田、広島、山梨、岐阜、長崎、熊本、宮崎などとなっているが、中部や東北の一部を含むとはいえ西日本中心の動きであることに変わりはない。

このなかで、注目されるのは独立経済連を維持してきた南九州 3 県、すなわち熊本、宮崎、鹿児島<sup>1</sup>の動きである。従来の 1 県 1 農協は金融事業中心の県での合併が主であったが、農業県で経済連が基幹となって合併構想が立てられているようである。南九州 3 県は、東海 2 県(愛知・静岡)とともに、ホクレンと横並びで 3 段階制を維持してきた地域であり、そこでの県域機能のあり方が気になるところである。このへんの経緯については、藤田久雄『農協系統組織再編と独立経済連の位置－県域機能はだれが担うのか』筑波書房が出版された。分厚いが、勉強する価値がある。

## ⑥ 『農事組合だより』を知っていますか？

(2020.05)

改名 150 年を記念して『北海道現代史』の編纂が始まっている。第二次大戦後から 2000 年までが対象期間であり、私は産業・経済編の農業を担当している。資料編をまず作るということで、いろいろな資料を物色しているが、前から気になっていた『農事組合だより』という雑誌を繙(ひもと)いている。

北海道の農業関連雑誌は、現在では『ニューカントリー』、『農家の友』、『デーリーマン』など数少なくなっているが、以前には『北方農業』や『酪農ジャーナル』など他県と比べてユニークな雑誌がたくさんあった。その中で、『農事組合だより』は 1957 年(昭和 33 年)に創刊されて、2000 年頃まで発刊されていた息の長い雑誌であった。当初は、道庁の農業改良課により 1956 年に『北海道経営だより』として刊行され、翌年に北海道農業自立推進協議会が出版元となった。

この時期は北海道農業も頻発する冷害に脅かされており、当時の農政としては新農村建設運動に取り組むなど、一時期 GHQ によって活動を制限された部落を新しい拠点として村づくりを始めようとしていた。この雑誌は「部落に一冊」配布することから出発したのである。1961 年(昭和 36 年)の農業基本法の制定により、近代化農政が開始され、紙面の内容も部落生産活動、村づくり活動、人づくり家づくり活動から農業近代化、共同化、法人化へと領域を変化させていく。さらに、1980 年代には営農集団に関する記事が増えてくる。

そのあとは、1959 年(昭和 34 年)から開始され、息長く続き、同窓会組織までできた移動村づくり大学に関する記事、1968 年に設立された北海道農業法人青色申告会関連の記事などが継続的に掲載されている。

現在の農家戸数の異次元ともいえる減少のなかで、地域農業を存続・維持させるためには、北海道で長年培われてきた集落づくりや法人化手法を振り返ることは大きな意義を持つであろう。実は北海道立図書館には『農事組合だより』は全体の 40%しか収蔵されていない。所在をご存じの方がいらっしゃったら、連絡をお願いしたい。

## ⑦ 大きな農協と小さな農協と

(2020.07)

『農家の友』7月号をめくっていて、懐かしい顔に出会った。北竜町で農業をやっている竹林司君である。私の北大でのゼミの卒業生である。タイトルは「農家になるのはもったいない?」、農業分野の「青年の主張」のようなもので北海道の特等賞を獲ったようである。

彼の文章にも出てくるが、ちょうど地域農研が厚沢部町の農業振興計画を引き受けていた時で、50戸以上の農家調査を行い、彼がまとめの中心を担い卒業論文の材料にした。2011年の夏である。道南でも30ha以上の農家が層をなして出てきたことは大きな発見であったが、農家出身の彼としては30町もなければ農業経営が成り立たないのかと絶望を感じたようだ。そこで、農業をこんなにした大学に愛想をつかし、ジャーナリズムの世界で何かやってやろうと思ったらしい。

ちょうど彼が3年の時、栗山町で北大農学部を種イモ農家に半分バイトで送り込む企みを始めた。学生が足りないという彼は札幌にある恵迪寮の山小屋から駆けつけてくれ、これが私の借りとなった。それで、卒業の時にお餞別替りに「単位」をかき集めて借りを返し、彼は低空飛行で飛び立った。農業新聞の記者をしているとは聞いたが音沙汰はなく、退職で部屋の掃除をしていたら、彼の卒業証書が出てきた。実家に戻っているとも知らず、それを送った。

誰が「北大を出て、新聞記者をやめて、農家を継いだのはもったいない」といったのかは知らないが、ちょっと時代遅れの言い方だろう。それぐらいの危なっかしいキャリアを踏んでこそその農業である。彼はこんなことを考えているようだ。「今、私は法人化へかじを切るか、営農集団を基礎にした共同経営ができる体制を考えるか、地域の方と少しずつ話しながら考えているところです」。

会社でやるか共同でやるかは難しい問題であるが、会社でも定款次第で協同組合「的」にもなれる時代である。自治会での活動やフィールドワークを通じて、あるいは記者生活のなかで「自分のことは最後にやる」という協同組合根性は十分身につけているはずである。大きな農協のなかに小さな農協をつくってはと言ったら、どんな答えが来るだろうか。



## ⑧ 農協の存在感

(2020.09)

「規制改革会議により問題にされた准組合員は、北海道がその比率で 80%と全国で最も高く注目を集めた。1990 年には過半数を超える 16 万人であったが、現在では 28 万人にまで増加し、正組合員数の減少の中でその比率を伸ばしてきた。准組合員は、離農後の資格変更者は僅かで、多くは事業利用のための加入である。生活店舗・ガソリンスタンド利用から、金融部門(貯金・ローン・共済)中心の利用に変化している。

准組合員の存在には大きな地域差があり、組合員数 1 万人以上のわずか 7 つの都市的農協に 40%が属し、70%を占める純農村の農協には全体の 30%しかおらず、准組比率も 65%である。都府県と違って、正組合員と准組合員の性格に断絶があるため、その位置づけは難しい」。

これは私が『ニューカントリー』(2019 年 6 月号「平成の農協」)に書いたものであるが、内地と比較しての特徴である。北海道の准組合員「問題」は主に都市部の農協に集中しているという趣旨であった。実際にも札幌市農協は先進的な取り組みをしており、私が現役だった時には北大と連携して准組合員向けの公開講座を開催するなどの実績もある。

では、純農村での准組合員の意義は大きくないかというのと、とんでもない間違いである。割合は把握されていないが、離農後に資格変更して准組合員になった高齢者世帯も一定数存在していて、生活問題を含めた正組合員 OB への支援は協同組合精神から言っても必須であろう。高齢世帯が増加して、集落レベルでは農事組合と町内会が分離されているが、周辺農家が見守りつつ、町村レベルでの支援を行うという重層的な組織体制が必要とされよう。町場に多い准組合員に対しても、地域における生活インフラを提供する機能を農協はもっている。農協は組織体として、あるいは事業体としていったい何ができるのかが問われてこよう。市場原理主義に対する代替的な選択肢としての社会的経済(Social Economy)への立脚、これが農協の存在感の根拠となろうが、道はまだ遠い。

## ⑨ 研究所設立 30 周年によせて

(2020.11)

北海道地域農業研究所もこの12月で30周年を迎える。ただし、コロナ禍のもとにあり、記念式典も控えざるを得ない。10年を単位に記念誌を発行してきており、30年誌はすでにお手元に届いているはずである。10年目にはこの記念誌のほかに、地域農業振興計画づくりについて整理した提言書も刊行している。

研究所が設立された1990年は、平成に入ったばかりであり(平成2年)、バブルの絶頂からその崩壊に向かう時期であった。もっとも、農業は1985年が折り返し地点であり、農地価格は下落し、農家の負債整理が大変な時期であった。こうした困難を乗り越えようと農協も地方自治体も必死であり、研究所も設立当初から農業振興計画の策定調査に引っ張りだこの状態であった。

その時から見ると、経営形態の差は大きいというものの総じて農家経営は安定化しており、農協についてもある程度の広域合併が進行し、全国的に見ても農協の存在感は大きくなっている。振興計画も自前で作成する力量がついており、研究所へのお声かがりも少なくなっているのはやや寂しい。

30周年を機に、研究所では新たなプランを作成中であり、2021年度の実施をめざしている。一つは歴史研究であり、既刊の北海道農業発達史とツインとなる北海道農協史の刊行である。ホクレンはすでに100周年を迎えたが、戦前の北聯は正しくは北海道産業組合連合会であり、総合連合会であった。この連合会機能の総合的発揮は現在大きな課題となっており、今後の道内農協システムの在り方を見据えながら、歴史を繙くことにしたい。

第二は、研究所からの発信である。大量の情報が飛び交う中で、オリジナルな地域に根差した情報を継続的に流していくことは大変難しいが、第一歩としてホームページを刷新することにした。今まで以上に調査研究活動の成果を発信するとともに、データベースの構築とその解析を2つ目の柱として位置付ける。農協史とも連動させながら、北海道農業、農協のデータを蓄積し、現状とそれに至る歴史を解析することを通じて、今後の方向性に示唆を与える予定である。ご期待いただきたい。

## ⑩ 公取委と農協

(2021.01)

『地域と農業』2020年夏号でも取り上げたが、規制改革(推進)会議の農協攻撃に公正取引委員会が「駒」とされるようになり、2017年からでも4件の農協に対する排除処分命令、警告、注意がなされている。このうち、一般には公表されない注意が阿寒農協に発せられ、その意図は生乳の指定団体制度に絡む悪質なものであった。

したがって、余計な攻撃がなされないように、公取委への「告発」などを生まないような健全な事業体制の整備が日頃から必要になっている。ちょうど、公取委が協同組合などに対して行った独禁法のコンプライアンスに関するアンケート調査が公表されているので紹介する。

これは2019年11月に実施され、事業協同組合、商工組合、漁協、農協と各連合会が対象であり、総回答数は1,200ほど、うち農協は回答率が93%と高いため回答農協数も406と最も多くを占めた(ほかに農協連合会が24、以下農協に含める)。内容はコンプライアンスへの取り組みや適用除外制度に対する認識の実態というものであった。

取り組みがあるのは農協では94%で、それ以外の3業界組合の10～20%に対して断然高く、その契機は関係法規、ガイドラインの策定・改定があったためが83%、必要性を感じたからが66%であった。農協が取り組みに参考としたものは中央会などが作成した資料であった。法務・コンプライアンス担当部署は他の3組合の設置が極めて少ないのに対し、農協は組合内に単独(33%)か総務部署の兼務(61%)で設置されており、整備が進んでいることがわかる。独禁法適用除外制度については、他の3業界組合がほとんど認識していないのに対し、農協は不公正な取引方法を実施した場合に適用除外となることを把握しているが57%であった。

農協担当者へのアンケートであるが、他の業界団体での認識の低さに対し、攻撃されている側にあるせいか農協ではこの問題に対する関心の高さがうかがわれる。これを契機に、なぜ農協は独禁法の適用除外とされているのかという本質的な点を共販論も含めておさらいすることをお勧めする。

## ⑪ 認められた農協生産部会の実力

(2021.03)

きたみらい農協の玉葱振興会が 50 年という節目の日本農業賞を受賞した。集団組織の部であるが、91 の強豪の応募者の中から選定されたことは、快挙である。北海道の作物別生産部会が全国のトップレベルにあることは以前に述べたが(『地域と農業』2019 年冬号)、その実力が認められた意義は大きい。

私自身も、きたみらい農協にはいろいろとお付き合いをいただいております、心からお祝いを言いたい。地域農研の前身の北海道農協問題懇話会では、副会長の端野農協三好組合長から玉ねぎの苦労話をお聞きした覚えがある。地域農研では訓子府農協の農業振興計画のお手伝いにのめり込んでしまい、1 年間毎月のように調査に通ったことが懐かしい。そんなことから北大農学部の訓子府サテライトを置かせてもらい、ポスドクの研究者を 3 年にわたって常駐するという試みも行っている。現在も北大と農協が連携して「みらいプロジェクト」を実施している。今回は、地域農研の所長がこの賞の選考委員長となる慣例があるようで、改めて北見玉ねぎの歴史と現状を勉強させていただくことになった。

その成果はおびただしく、かいつまんで言うと次のようになる。(1)生産の安定化の取り組み。葉面散布の防除法、成苗ポット式移植機の導入、F1 品種の積極的な導入・普及も生産者主導であった。(2)品質の向上。鉄コンの採用、画期的な「根切り」技術の開発・普及、「泥もみじ」の汚名を克服したピッカー・定置式タッパー体系による収穫技術の確立、これも枚挙に暇がない。(3)販売力の強化。周年供給・長期出荷を実現するための早晚別の作付基準の設定、現品審査の実施や選果基準の平準化という部会としての「常道」の確立である。(4)結果としての玉ねぎ経営の収益性の高さ。それは「玉ねぎ畑」という独自の地目設定と売買地価の高さに表れている。(5)これらは玉葱振興会青年部によって受け継がれ、発展している。

農協やホクレンの販売力も大きいですが、何とんでも「産地は生産者でもつ」ということを改めて噛締めさせられた。審査に当たった NHK のディレクターは言った、これは「プロジェクト X」だ。